

様式第3号（第6条関係）

勸告書

年 月 日

様

堺市長



堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例第23条の規定により、次のとおり
勸告します。

措置事項	
理 由	
措置期限	年 月 日

注意

- 1 この勸告書の内容について異議がある場合は、この勸告書を受け取った日の翌日から起算して14日以内に市長に対して弁明書を提出することができます。
- 2 措置期限を過ぎても改善等がなされないとき又は弁明書の提出がなされた場合において理由があると認められないときは、堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例第22条第1項の許可を取り消し、又は当該一般廃棄物の本市の処理施設への受入れを拒否することがあります。
- 3 勸告書に記載された措置期限までに、改善報告書が提出されないときは、処分の決定があるまでの間、受入れ拒否を行うことになります。